



労働かながわ

2023 9・10・11月号
No.738

「神奈川なでしこブランド」を募集します！

県では、女性が開発に貢献した商品(モノ・サービス)を募集し、優れたものを「神奈川なでしこブランド」として認定する事業に取り組んでいます。9回目の認定となる「神奈川なでしこブランド2024」を募集しますので、ぜひご応募ください。

1、募集の対象

女性が開発に貢献した商品(モノ・サービス)で、応募時点で県内の市場に提供されているもの。

2、応募資格

神奈川県内に拠点を持つ事業所・団体

3、募集期間

7月19日(水)～10月2日(月)(必着)

詳細は募集要項をご覧ください。

募集チラシや募集要項は、以下のホームページからダウンロードできます。
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/nadeshiko/boshu.html>
問合せ先：神奈川県産業労働局労働部雇用労政課雇用対策グループ
☎045-210-5867



男性育休奨励金の募集のお知らせ

県では、男女ともに仕事と育児を両立できる職場環境の整備を促すため、育児休業を取得しやすい職場環境の整備に取り組み、男性従業員が育児休業を取得した事業者に、最大50万円の奨励金を交付します。

○奨励金の概要

・ 育児休業を取得しやすい職場環境を整備するとともに、子の出生後2歳に達するまでの間に、男性従業員に合計10日以上育児休業を取得させ、育児休業終了後、原職に復帰し、1か月以上継続雇用している場合に奨励金を交付します。

○対象事業者

・ 神奈川県内で事業を営む中小企業

* 男性従業員からの育児休業の申出が、令和5年6月12日(月)以降である場合のみ、対象となります。

○交付額

育児休業取得日数が10日以上30日未満の場合	20万円
育児休業取得日数が30日以上の場合	50万円

○申請受付期間

男性従業員の育児休業後の復帰から1か月经過した日の翌日から2か月以内又は令和6年2月29日(木曜日)のいずれか早い日まで。

○申請要領及び申請方法

詳細は県ホームページを御覧ください。<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/danseiikukyu.html>

○問合せ先

神奈川県産業労働局労働部雇用労政課雇用対策グループ ☎045-210-5739

主な内容

- 「神奈川なでしこブランド」を募集します! P.1
- 男性育休奨励金の募集のお知らせ P.1
- 10月・11月は労働相談強化期間 P.2
- かながわサポートケア企業を募集しています! P.3
- 労働保険の「電子申請」に関するお知らせ P.3
- スキルアップセミナー(在職者訓練)のご案内 P.3
- 第21回神奈川県障害者技能競技大会(アビリンピック神奈川2023) P.4
- 令和5年度後期技能検定のご案内 P.4

10月・11月は労働相談強化期間

～過重労働解消・非正規雇用労働者対策・若年労働者支援強化～

職場のトラブルに関する労働相談を受けています！

休業や解雇・雇止め等、労使を取り巻く環境は、相変わらず厳しいものとなっています。そこで、県では10月・11月を「労働相談強化期間」とし、職場で起きているトラブルの解決促進に向け、弁護士やカウンセラーによる特別労働相談会、身近な駅などで開催する街頭労働相談、労働法に関するセミナー等を実施します。

弁護士・心理カウンセラーによる特別労働相談会（予約制・相談無料・秘密厳守）

日程	相談時間	会場	予約・問合せ 電話
弁護士相談			
10月10日(火)	16:30～19:30	かながわ労働センター本所	本 所 045-633-6110(代)
10月22日(日)	13:30～16:30		
11月14日(火)	16:30～19:30		
11月26日(日)	13:30～16:30		
10月12日(木)	13:30～16:30	かながわ労働センター川崎支所	川崎支所 044-833-3141
11月17日(金)	13:30～16:30	川崎駅アゼリア東広場	
10月6日(金)	15:00～18:00	相模大野駅南北自由通路	県央支所 046-296-7311
10月2日(月)	13:30～16:30	かながわ労働センター湘南支所	湘南支所 0463-22-2711(代)
心理カウンセラー			
10月31日(火)	13:30～16:30	かながわ労働センター本所	本 所 045-633-6110(代)

※原則は来所相談ですが、電話での相談にも応じます。

予約は、平日の8:30～12:00、13:00～17:15をお願いします。予約受付時に、職員が相談概要をお伺いします。上記以外にも相談できる日があります。詳細はお問い合わせください。

街頭労働相談（相談無料・秘密厳守）

- ◆ 駅やショッピングセンター、市役所等で労働相談を行います。
- ◆ 会場によっては、キャリアカウンセラー等の専門相談もあります。
- ◆ 詳細は、かながわ労働センターのホームページをご覧ください。

かながわ労働センターの街頭労働相談▶



セミナー（受講料無料）

- ◆ 労働問題等をテーマに開催します。
- ◆ 詳細は、かながわ労働センターのホームページをご覧ください。

かながわ労働センターの労働講座▶



お問合せ先 かながわ労働センター

本 所 横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ2階 ☎ 045-633-6110(代)
川崎支所 川崎市高津区溝口1-6-12 リンクス溝の口1階 ☎ 044-833-3141
県央支所 厚木市水引2-3-1 県厚木合同庁舎3号館2階 ☎ 046-296-7311
湘南支所 平塚市西八幡1-3-1 県平塚合同庁舎別館 ☎ 0463-22-2711(代)



かながわ労働センターの労働相談▲

かながわサポートケア企業を募集しています！

今後の一層の高齢化や介護を必要とする人の増加など、従業員の仕事と介護の両立に向けた取組は企業等にとって重要な課題です。

県では、県内企業等における仕事と介護の両立に関する取組を後押しするため、従業員の仕事と介護の両立支援を積極的に行っている優良企業等を「かながわサポートケア企業」として認証する取組を行っています。

<認証を受けるメリット>

- ・ 県が認証企業を PR
- ・ 自社の広報などに認証マークを利用可能
- ・ 入札参加資格における優遇措置

仕事と介護の両立に取り組んでいる企業等を随時募集しております。また、応募書類等はホームページからダウンロードできますので、ぜひご覧ください。

詳細：<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/kaigo/ninsyou.html>

お問合せ先：神奈川県産業労働局労働部雇用労政課労働福祉グループ ☎045-210-5735



労働保険の「電子申請」に関するお知らせ

労働保険のお手続きは「電子申請」をぜひご活用ください！自宅やオフィスから24時間いつでも申請や届出が可能です。また、労働保険料の納付は口座振替や電子納付が便利です。

- 労働保険の電子申請手続は「e-Gov」(<https://shinsei.e-gov.go.jp/>)から行うことができます。
- 労働保険関係手続(一部手続を除く)は、GビズIDを利用して手続することができます。
- 労働保険の電子申請に関する詳細は特設サイトへ！



▲電子申請手続 e-Gov

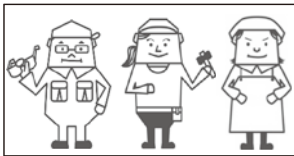


▲労働保険電子申請

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

スキルアップセミナー(在職者訓練)のご案内

技術を身につけ、業務の充実・向上にお役立てください！



県立産業技術短期大学校や総合職業技術校等では、主に中小企業等に在職中の方を対象に、様々な専門分野の講座を開催しています。仕事に必要な技術を身につけるために、ぜひご活用ください。あらかじめ設定された講座から選択して受講できる「メニュー型」と、企業や団体の方々のご要望に応じた内容で受講できる「オーダー型」の2種類のスキルアップセミナーを実施しています。

メニュー型スキルアップセミナー(応募締切日が令和5年9月以降の講座例)

No.	講座名	定員	実施日	応募締切日	受講料	実施校(申込先)
0903	リーダー層のための介護技術指導法	10	10/16、30	9/11	2,000円	東部総合職業技術校
0617	ディーラーニングの基礎技術講座	10	11/20、21	10/16	6,200円	産業技術短期大学校
0216	ティグ溶接 STEP2	10	1/18、19	12/14	2,000円	西部総合職業技術校

上記以外にも、様々な講座を実施しています。申込み方法や内容等についての詳細は、ホームページをご覧ください。

各講座の申込み先や、内容に関するお問合せは、各実施校へ。

産業技術短期大学校 ☎045-363-1233
 東部総合職業技術校 ☎045-504-3101
 西部総合職業技術校 ☎0463-80-3004



◀スキルアップセミナーのホームページ

スキルアップ 神奈川 検索

神奈川県産業労働局労働部産業人材課
 ☎045-210-5715

第21回神奈川県障害者技能競技大会(アビリンピック神奈川2023)開催

日ごろ培った職業技能を競い合います！

障害のある方々の職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の方々が障害者雇用に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的として、第21回神奈川県障害者技能競技大会(アビリンピック神奈川2023)を開催します。ぜひ、選手の真剣な姿を会場でご覧ください。

【大会概要】

日程	① 令和5年10月21日(土)	② 令和5年10月28日(土)
会場	関東職業能力開発促進センター(ポリテクセンター関東) (横浜市旭区南希望が丘78番地)	神奈川障害者職業能力開発校 (相模原市南区桜台13-1)
競技種目	機械CAD、電子機器組立、ビルクリーニング、 表計算、喫茶サービス(5種目)	DTP、ワード・プロセッサ、ホームページ、 パソコンデータ入力、縫製、製品パッキング、 オフィスアシスタント(7種目)

※参加申込者が極めて少ない種目は、実施を取りやめることがあります。

◇問合せ先：(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部 高齢・障害者業務課

☎ 045-360-6010 FAX 045-360-6011

神奈川県産業労働局労働部産業人材課 技能振興グループ

☎ 045-210-5720 FAX 045-201-6952

※詳しくは、ホームページをご覧ください。

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部

[アビリンピック神奈川](#)

検索

～令和5年度 後期技能検定のご案内～

技能検定とは、働く人々の持っている技能を一定の基準によって検定し、これを公に証明する職業能力開発促進法に基づく検定制度です。

合格した方には、厚生労働大臣(特級、1級及び単一等級)又は、県知事(2級及び3級)から合格証書が交付され、「技能士」と称することができます。

1 申請受付

10月2日(月)から10月13日(金)まで(土・日曜、祝日を除く)

神奈川県職業能力開発協会(〒231-0026 横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ6階)

2 受検申請書用紙配布場所

神奈川県職業能力開発協会、県立産業技術短期大学校、県立東部・西部総合職業技術校、神奈川障害者職業能力開発校、各地域県政情報コーナーなどで、9月上旬から配布

3 問合せ先

神奈川県職業能力開発協会：☎ 045-633-5419

神奈川県産業労働局労働部産業人材課：☎ 045-210-5720

労働委員会の動き (4・5・6月分)

調整事件関係

新規申請（あっせん）は4件（7件）で、組合からの申請でした。
 終結（あっせん）は4件（6件）で、終結事由別にみると、解決が1件、打切りが3件でした。

不当労働行為事件関係

新規申立ては6件（11件）でした。
 終結は4件（6件）で、終結事由別にみると、命令・決定が2件（全部救済1件、棄却1件）、
 和解・取下げが2件（関与和解2件）でした。

個別労働関係紛争のあっせん事件

新規申請、終結（あっせん）はいずれも0件でした。
 ※括弧内は、令和5年の累計件数です。
 ※命令の概要は、<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/an8/roui/meirei/index.html> をご覧ください。

かながわ労働情勢 4 5 6 7 月

○主要労働団体の機関開催

■連合神奈川

【第411回 五役会、第384回 執行委員会】

4月25日、第411回五役会、第384回執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

【協議事項】

- 1 職務分掌の変更について
- 2 政治活動の取り組みについて
- 3 女性委員会の今後の活動について（男女平等月間の取り組み）

【第412回 五役会、第385回 執行委員会】

5月23日、第412回五役会、第385回執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

【協議事項】

- 1 各種委員の推薦等について
- 2 第34回中央委員会の開催について
- 3 政治活動の取り組みについて
- 4 2022年度最低賃金の取り組み方針（その2）
- 5 2022年度連合寄付講座の取り組みについて
- 6（新）地域ユニオンによって構成する

「地域ゼネラル連合」の創設に関する組織討議の対応について

7 青年委員会当面の活動について

【第413回 五役会、第386回 執行委員会】

6月27日、第413回五役会、第386回執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

【協議事項】

- 1 第34回中央委員会の議案について
- 2 政治活動の取り組みについて
- 3 連合神奈川「ピースウィーク」の行動について
- 4 「やどりき水源林のつどい」への参加協力について
- 5 2023年度「個別労働紛争解決研修（基礎・応用研修）」の受講者募集について
- 6 青年委員会当面の活動について
- 7 女性委員会当面の活動について

■神奈川労連

【第8回 幹事会】

5月13日、第8回幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 1 23国民春闘の中間まとめ

- 2 神奈川県知事選挙のとりくみ総括
- 3 非正規ではたらく仲間の全国交流集会在神奈川
- 4 核兵器廃絶をめざすとりくみ

【第9回 幹事会】

6月10日、第9回幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 1 地域組織の強化にむけた議論ととりくみ
- 2 夏季一時金闘争
- 3 最低賃金の大幅引き上げをめざす運動
- 4 中央労金アンケート活動への協力

【第10回 幹事会】

7月1日、第10回幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 1 組織拡大月間と労働組合基礎調査について
- 2 全自治体アンケート・要請行動
- 3 マイナンバーカード・マイナ保険証にかかわる運動
- 4 原水爆禁止世界大会

図書紹介



出産を機に仕事を諦めない

仕事との両立に悩んだら読む本

小林 良子
日本橋出版

「女性活躍推進」と叫ばれている世の中ですが、理想と現実との狭間で、そのギャップに悩み、苦しみ、落ち込んでいる女性は、まだ多いのではないのでしょうか。多くの女性は、頑張り、男性と闘いながら、男性に甘く見られずに肩肘張り、頑張り続ける姿を見かけます。ここでは、自然の流れの中でお互いの存在価値を高める在り方を考えます。女性が社会で活躍をしていく上でポイントになる「在り方」を中心に伝えます。



新しい労働世界とジェンダー平等

浅倉 むつ子
かもがわ出版

コロナ禍によって可視化された労働問題に、ジェンダー平等政策の重要性とエッセンスをワーク、特にケア労働の重要性が挙げられる。労働市場での平常時の男女格差は緊急時にはより増幅される一方、介護や保育などのケア労働の主な担い手である女性には、より一層の負担が強いられた。本書はこれらの現状を分析し、ケア労働を社会的に不可欠な労働として尊重する「新しい労働世界」を実現するための展望を描く。

シリーズ **実務に役立つ労働判例**

国・人事院（経済産業省）事件

最高裁判所第3小法廷 令和5年7月11日判決（最高裁ホームページ）

事案の概要

平成7年4月から経済産業省で勤務をしているX（一審原告、被控訴人、上告人）は、生物学的な性別は男性であり、性同一性障害（心理的性別は女性であるトランスジェンダー（Male to Female））の診断を受けている一般職の国家公務員です。Xは性適合手術を受けていませんでしたが、平成10年頃から女性ホルモンの投与やカウンセリング治療を続け、平成20年頃からは私的時間を女性として過ごしていました。Xは、平成21年7月にA室長に性同一性障害であることを打ち明け、次の異動を契機に女性職員として勤務したい旨を要望しました。A室長は、省全体として対応を行うべきとして、局の人事を担当する秘書課に報告し、秘書課のC調査官・A室長、経産省の保健統括医BがXと面談をしました。秘書課は、人事院に、同種の事例の有無を問合せしたところ、前例がないとのことでした。経産省は、平成22年6月から7月にかけて、Xが性同一障害である等を明らかにして、同僚への説明会などを実施し理解を得たうえで、女性の身なりで勤務し自認する性のトイレ（女性トイレ）を使用することを認めるが、Xが勤務するフロアと上下1階にある女性用トイレの使用を制限する（以下、「本件処遇」）とし、これらをXも了承しました。同年7月14日の説明会の翌週からXは女性の身なりで勤務をするようになりました。

Xは平成25年12月に人事院に対し、職場の女性トイレを自由に使用させることを含め、原則として女性職員と同等の処遇を行うこと等を内容とする行政措置の要求をしたところ、いずれの要求も認められない旨の判定（以下、「本件判定」）を受けました。本件は、国（被告、控訴人、被X）を相手に、本件判定の取消し等を求めた事案です。

1審（東京地裁令和元年12月12日判決、労働判例1223号52頁）は、Xが職場の女性トイレを自由に使用させることを求めたことにつき、本件判定がこれを認めないとした部分は、その裁量権の範囲を逸脱し、又はその濫用があったものとして、違法であるから、取消しを免れないとしました。また、室長のXに対する「手術を受けないんだったら、もう男に戻ってはどうか」との発言が、Xの性自認を正面から否定するものであったとして、国家賠償法に基づき慰謝料の請求が一部認容されています（132万円）。双方が控訴したところ、東京高裁（令和3年5月27日判決、労働判例1254号5頁）は、職場の女性トイレの使用に係る行政措置の要求に関する部分を含め、本件判定は違法であるということではできないとしました。Xが上告。

判旨

高裁判決破棄、1審判決支持

Xは、性同一性障害である旨の医師の診断を受けているところ、本件処遇の下において、自認する性別と異なる男性用のトイレを使用するか、本件執務階から離れた階の女性トイレ等を使用せざるを得ないのであり、日常的に相応の不利益を受けているといえることができる。一方、Xは、健康上の理由から性別適合手術を受けていないものの、女性ホルモンの投与を受けるなどしているほか、性衝動に基づく性暴力の可能性は低い旨の医師の診断も受けている。現に、Xが本件説明会の後、

女性の服装等で勤務し、本件執務階から2階以上離れた階の女性トイレを使用するようになったことでトラブルが生じたことはない。また、本件説明会においては、Xが本件執務階の女性トイレを使用することについて、担当職員から数名の女性職員が違和感を抱いているように見えたにとどまり、明確に異を唱える職員がいたことはうかがわれない。さらに、本件説明会から本件判定に至るまでの約4年10か月の間に、Xによる本件庁舎内の女性トイレの使用につき、特段の配慮をすべき他の職員が存在するか否かについての調査が改めて行われ、本件処遇の見直しが検討されたこともうかがわれない。

以上によれば、遅くとも本件判定時においては、Xが本件庁舎内の女性トイレを自由に使用することについて、トラブルが生ずることは想定し難く、特段の配慮をすべき他の職員が存在が確認されてもいなかったものであり、Xに対し、本件処遇による上記のような不利益を甘受させるだけの具体的な事情は見当たらなかったといえるべきである。

そうすると、本件判定部分に係る人事院の判断は、本件における具体的な事情を踏まえることなく他の職員に対する配慮を過度に重視し、Xの不利益を不当に軽視するものであって、関係者の公平並びにXを含む職員の能率の発揮及び増進の見地から判断しなかったものとして、著しく妥当性を欠いたものといわざるを得ない。

解説

トランスジェンダーの職員が、性自認に基づく女性用トイレの自由な利用を求めたところ、最高裁は、勤務するフロアと上下1階のトイレの使用を制限したこと等の撤廃を求め国家公務員法86条に基づく措置要求を退けた人事院の本件判定を違法としました。控訴審では、経産省の本件処遇は他の職員の性的羞恥心や性的不安などの性的利益を合わせて考慮し、Xを含む職員にとつて適切な職場環境を構築する責任を果たすためとの対応だったとしましたが、最高裁は、本件処遇から4年10か月の間、何ら問題なかったことから、Xが求めた本件措置要求に人事院は対応すべきであったとします。

この最高裁判決の言い渡しは、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（令和5年法律68号）が令和5年6月23日に公布・施行された直後でもあり、大いに注目をされました。同法は、性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向）及びジェンダーアイデンティティ（自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識）の多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とし、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならないとするものです。

法政大学法学部 講師 山本 圭子（やまもと けいこ）

センターに寄せられた労働相談事例

Q 私は週3日程度、飲食店で接客のアルバイトをしています。勤務日や勤務時間帯は固定しておらず、毎月25日頃までに翌月のシフトが割り振られて確定します。先日は、18時～22時の勤務だったのですが、勤務時間開始時にタイムカードを打刻しようとしたところ、店長から、「今、お客さんが1人しかいないから、まだ押さないで」と言われました。その後、店内が込み合ってきて、やっと19時にタイムカードの打刻が認められました。

また、店の繁閑によって、店長から週5日の勤務を指示されたり、週1日にするから、と言われたりします。このように、店の都合で急に勤務時間を変更されたり、シフトが大幅に増減したりすることはしかたがないことなのでしょうか。



A パートやアルバイトで働く労働者には、労働契約の締結時点では労働日や労働時間を確定的に定めず、一定期間（1週間、1カ月など）ごとに作成される勤務割や勤務シフトなどにおいて、初めて具体的な労働日や労働時間を確定させる形態、いわゆる「シフト制」での働き方が多く見られます。

労働契約法第8条により、労働契約の内容である労働条件の変更には、労働者及び使用者の合意が必要です。シフト制においても一旦確定した労働日や労働時間等の変更・キャンセルは、基本的に労働条件の変更に該当するので、相談事例のように勤務時間を変更する場合には使用者と労働者双方の合意が必要となります。

また、確定された出勤時間に出勤しているのにもかかわらず、いつ使用者から就労の指示があるかもしれない状態で待機を義務付けられている時間は、手待ち時間と言い、労働時間になると考えられています。

シフト制に基づき就労する労働者であっても、労働基準法や職業安定法等の労働関係法規がシフト制を採用しない働き方と同様に適用されることとなりますが、シフト制は、その時々事情に応じて、柔軟に労働日・労働時間を設定できるという点で労使双方にメリットがあり得る一方、使用者の都合により労働日がほとんど設定されなかったり、労働者の希望を超える労働日数が設定されたりすることにより、労働紛争の発生も懸念されます。そのため、厚生労働省では、「いわゆる『シフト制』により就業する労働者の適切な雇用管理を行うための留意事項（令和4年1月7日発出）を公表しています。（以下、「留意事項」という。）（参考URL https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22954.html）

留意事項では、シフト制労働契約についても労働契約の締結時に、「始業及び終業の時刻」や「休日」に関する事項などを書面で明示しなければならないこととされており、労働条件通知書等には、単に「シフトによる」と記載するのでは足りず、労働日ごとの始業・終業時刻を明記するか、原則的な始業・終業時刻を記載した上で労働契約の締結と同時に定める一定期間分のシフト表等をあわせて労働者に交付するなどの対応が必要とされています。

また、円滑なシフト制運用のために、あらかじめ使用者と労働者が話し合っ、「シフト作成・変更の期限や手続き」や「一定期間中の目安となる労働日数、労働時間数」などについて合意し、その内容を労働契約に定めておくことが考えられます。

*** 労働相談は下記の本所・各支所でお受けしています。**

かながわ労働センター（<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/cnt/f7579/>）

本所	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ2階	☎ 045-633-6110(代)
川崎支所	川崎市高津区溝口1-6-12 リンクス溝の口1階	☎ 044-833-3141
県央支所	厚木市水引2-3-1 県厚木合同庁舎3号館2階	☎ 046-296-7311
湘南支所	平塚市西八幡1-3-1 県平塚合同庁舎別館	☎ 0463-22-2711(代)

*** メールでの労働相談にもお応えしています。**

かながわ労働センター メール労働相談 **検索**

こくみん共済 coop の公式アプリ登場!

こくみん共済 NEWS
coop

1423W002



アプリにできる便利なこと

- 契約内容の確認
- 加入・変更手続き
- 共済金請求
- ロードサービスの受付
- 自動車事故の受付



アプリ
インストールは
コチラ



こくみん Lifeサポートをご利用いただけます!



公式キャラクター
ピットくん

保障設計サポート

一人一人に寄り添った、
最適な保障設計をサポートします。

- 共済ショップ・訪問
- 協力団体
- オンライン相談
- アプリ

生活設計サポート

もしもの事前の備えや事後のフォロー、
生活全般をサポートします。

- 約18万種類のサービス
- 生活設計サポートはWEBサイト(PC等)からもご利用いただけます。

たすけあいの輪をむすぶ

こくみん共済
coop
全国労働者共済生活協同組合連合会

たすけあいから生まれた保障の生協です。

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神のもと、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

神奈川推進本部
(神奈川県労働者共済生活協同組合)

ろうきんイメージモデル
高梨 臨

〈中央ろうきん〉が
みなさまの住まいを応援します!

中央ろうきん

団体会員
限定

住宅ローンで 住まい応援 キャンペーン

2023年4月1日(土)~2024年3月31日(日)

QUOカードPay
500円分
プレゼント!

アプリの
詳細はこちら

住宅ローンの
詳細はこちら

対象条件

- 1 「団体会員」の組合員の方*
- 2 キャンペーン対象期間に「住宅ローン」・「借換・買替ローン」・「有担保フリーローン」を新規でご契約された方
- 3 「ろうきんアプリ」を2024年4月30日(火)までにインストールし、〈口座登録〉を完了させた方

*「団体会員」とは、中央労働金庫に出資いただいている労働組合等の団体をいいます。

※複数のご契約をいただいても、QUOカードPayはお1人様500円分が上限となります。※ろうきんアプリのアカウント・口座登録時に利用する金庫を「中央労働金庫」と選択いただいた方のみ対象となります。※QUOカードPayは、ろうきんアプリの口座登録時に入力いただいたメールアドレス宛に翌月末日にお送りいたします。※メールが未着となった場合、QUOカードPayの再交付はされませんのでご了承ください。※ドメイン指定受信をされている場合は「@chuo-rokin.or.jp」からのメールを受信できるように設定してください。※その他キャンペーンとの併用はできない場合がございます。※詳しくは〈中央ろうきん〉営業店までお問い合わせください。

〈中央ろうきん〉お客様相談デスク TEL:0120-86-6956 (平日 9時~18時)

2023年7月1日現在

労働かながわ

令和5年9月1日発行 第738号
発行所／神奈川県産業労働局労働部雇用労政課
〒231-8588 (住所不要)
TEL 045-210-5739 (ダイヤルイン)
FAX 045-210-8873

住所、宛先などの変更のご希望や労働かながわに対するご意見、ご希望、ご感想をお待ちしております。
●産業労働局労働部雇用労政課への問合せフォームをご利用ください。
<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0607/>

職場の皆様にご覧してお読みください。